

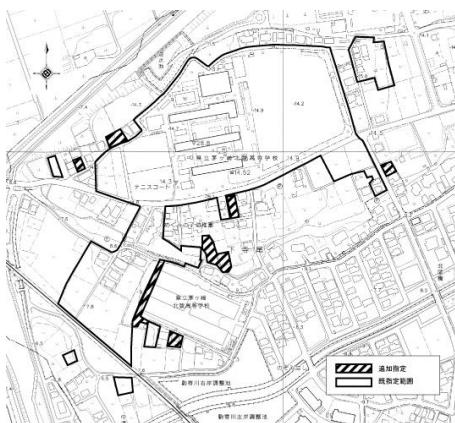
茅ヶ崎市記者発表資料
2025年12月19日
教育推進部社会教育課 課長 仲手川武
電話 0467(82)1111 内線 3359

しもてらおかんがいせきぐん しもてらおにしかたいせき
**国史跡「下寺尾官衙遺跡群」・「下寺尾西方遺跡」の
指定範囲を拡大する答申が出されました**

国の文化審議会は、「下寺尾官衙遺跡群」・「下寺尾西方遺跡」について、12月19日(金)に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡に追加指定するよう文部科学大臣に対し答申しました。これを受け、文部科学大臣による官報告示を経て、国の史跡に追加指定されます。

1 下寺尾官衙遺跡群の概要

- (1) 所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 549 番 2 外 94 筆等(既指定地)
茅ヶ崎市下寺尾字西方 137 番 2 外 15 筆(追加指定地)
- (2) 指定面積 64,640.90 m²
(うち今回追加指定面積 2,969.33 m²)
- (3) 指定履歴 史跡指定 平成 27 年 3 月 10 日 文部科学省告示第 38 号
追加指定 平成 30 年 2 月 13 日 文部科学省告示第 18 号
追加指定 平成 31 年 2 月 26 日 文部科学省告示第 26 号
追加指定 令和 5 年 3 月 20 日 文部科学省告示第 18 号
追加指定 令和 6 年 2 月 21 日 文部科学省告示第 16 号
追加指定 令和 7 年 3 月 10 日 文部科学省告示第 26 号
- (4) 概要 相模国高座郡家と推定される官衙遺跡群。7世紀末から8世紀中葉まで2期にわたって変遷する郡庁および正倉のほかに、これらの南西部に寺が、西部に船着き場と祭祀場があり、郡家を構成する諸施設から成る官衙遺跡群の全体像とその変遷が把握できます。今回、条件の整った指定地に近接している部分を追加指定します。



下寺尾官衙遺跡群指定範囲
【語句の説明】

官衙:現在の「官庁」と同じで、「国府」(今の県庁)や「郡家(ぐうけ)」(今の市役所)など、古代律令制における行政に関する施設の総称として使われる。

史跡:文化財保護法に定められている記念物の一つで、貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。

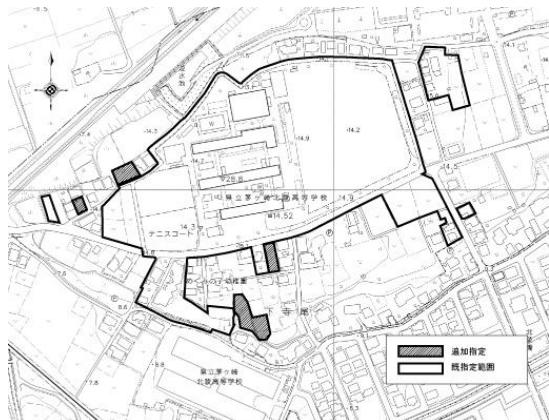
(裏面あり)



史跡周辺写真

2 下寺尾西方遺跡の概要

- (1) 所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 341 番 1 外 58 筆等(既指定地)
茅ヶ崎市下寺尾字西方 374 番 1 外 6 筆(追加指定地)
- (2) 指定面積 52,249.46 m²
(うち今回追加指定面積 1,672.00 m²)
- (3) 指定履歴 史跡指定 平成 31 年 2 月 26 日 文部科学省告示第 20 号
追加指定 令和 3 年 3 月 26 日 文部科学省告示第 49 号
追加指定 令和 5 年 3 月 20 日 文部科学省告示第 18 号
追加指定 令和 6 年 2 月 21 日 文部科学省告示第 16 号
追加指定 令和 7 年 3 月 10 日 文部科学省告示第 26 号
- (4) 概要 下寺尾西方遺跡は、弥生時代中期の代表的な集落跡である深い濠を巡らせた環濠集落跡で、南関東最大級の規模となります。出土遺物には土器のほか石器と鉄器があり、使われていた道具が石器から鉄器へ移行した在り方を示しています。同遺跡は南関東における中心的な集落の一つとして位置付けられており、弥生時代中期社会の様子を知るうえで重要な遺跡と評価されています。



下寺尾西方遺跡指定範囲



指定地周辺写真

3 追加指定のポイント

今回の追加指定される土地は、地権者の同意が得られたため、同審議会により追加指定の答申がされることになりました。同地は既存の国史指定地に近接していることから、高座郡家に関わる遺跡や環濠集落に関わる遺跡内容が存在する可能性を認められました。

4 今後の予定

既指定地では弥生時代と古代の遺跡が国史跡として認められ、それぞれ異なる時代の史跡指定を受けています。地権者の同意を得ながら史跡指定地の公有地化を進め、整備に必要な調査・研究を行いながら、史跡の保存と活用を進めます。

5 問い合わせ先

教育推進部社会教育課 課長 仲手川武 電話 0467(82)1111 内線 3359